

『リそな』

公的資金返済の状況と 今後の資本政策について

(決算発表時説明資料)

平成 19 年 5 月 18 日





(単位:億円)

I. 公的資金返済に向けた基本方針

当社グループは、平成 18 年 5 月 23 日に以下を内容とする「公的資金返済に向けた基本方針について」を公表しております。

- (1) 返済原資を可能な限り早期に確保すること
- (2) 適切な自己資本比率を維持すること
- (3) 普通株式の希薄化を可能な限り回避すること

Ⅱ. 公的資金早期返済に向けた取組み

1. 平成 18 年度以降における具体的な取組み

当社グループでは、上記基本方針に基づき、平成18年度を「公的資金返済本格化への1年」と位置付け、返済原資の早期確保に注力するとともに、本格的規模の返済に着手しております。

日時	具体的な取組み
平成18年5月23日	「公的資金返済に向けた基本方針について」公表
平成18年6月28日	株主総会にて新規優先株式(第4種~第9種)授権枠の承認
平成18年8月31日	第4種優先株式(払込金額の総額630億円)の発行
平成18年11月2日	早期健全化法に基づく公的資金永久劣後ローンの一部返済
	(金額 200 億円)
平成19年1月26日	早期健全化法に基づく公的資金優先株式(発行価額の総額
	5,327 億円)の買受け及び消却
平成19年3月30日	預金保険法に基づく公的資金普通株式の市場売却にかかる
	申出
平成 19 年 4 月 25 日	第9種優先株式(払込金額の総額3,500億円)の発行決議

平成 18 年度におきましては、平成 18 年 11 月に永久劣後ローン 200 億円(早期健全化法分)の返済、並びに平成 19 年 1 月に優先株式 5,327 億円(注入額ベース、早期健全化法分)の買入消却を実施しました。これらの結果、平成 19 年 3 月末現在の公的資金残高は以下の通りとなっております。

								(半位:18日)
			発行	一斉転換	金額	金額		
						15年9月末	19年3月末	返済額
					(初回コール)	(1)	(2)	(2) - (1)
公的資金合計			金合計			31,280	23,725	▲ 7,554
	優	先	株式			25,315	19,988	▲ 5,327
		早	期健全化法			8,680	3,352	▲ 5,327
			乙種	平成11年3月	平成21年4月	4,080	1,633	▲ 2,446
			丙種	平成13年4月	平成27年4月	600	600	_
			戊種	平成11年3月	平成21年12月	3,000	119	▲ 2,880
			己種	平成11年3月	平成26年12月	1,000	1,000	_
		預	金保険法			16,635	16,635	_
			第1種	平成15年7月	定めなし	5,500	5,500	_
			第2種	平成15年7月	定めなし	5,635	5,635	_
			第3種	平成15年7月	定めなし	5,500	5,500	_
	劣後ローン		ローン			3,000	800	2,200
		金	融安定化法			2,000		2 ,000
		早	期健全化法	平成11年3月	平成21年3月	1,000	800	▲ 200
	普	通	株式			2,964	2,937	▲ 27
		預	金保険法	平成15年7月	定めなし	2,964	2,937	▲ 27
\•/	当時は世界に							

※ 単位未満は切り捨て

2. 公的資金返済原資確保の状況

公的資金の主たる返済原資であるグループ合算利益剰余金残高は平成 19年3月末現在で健全化計画(8,296億円、18年度における買入消却実績 を考慮後)を748億円上回る9,044億円となっております。

また、去る4月25日に決議した第9種優先株式(3,500億円)の発行により、剰余金の総額は12,544億円となり、公的資金優先株式の残存額である19,988億円(注入額ベース)の62%に相当する返済原資を確保することになります。

《第9種優先株式》

第9種優先株式は、平成19年4月25日発行決議、6月5日発行予定の優先株式。当社定款において唯一発行可能な転換型優先株式だが、取得請求権(転換権)の行使を抑制するよう手当てされている他、一定以上の株価になると当社が取得条項(一部現金・一部株式で取得できる条項)を行使できること等、希薄化抑制の仕組みを種々取り入れている。



Ⅲ. 自己資本の運営等について

1. 自己資本比率の目標

グループ連結自己資本比率については、自己資本比率(連結)9%以上、 Tier1比率(連結)5%以上を目標としてまいります。

2. 自己資本の質

第9種優先株式の発行をふまえ、今後公的資金優先株式を返済した場合 でも、株主資本を主とした「質」の高い自己資本を維持してまいります。

3 優先株式の配当について

公的資金優先株式については、利益剰余金による返済及び公的資金以 外の新規優先株式への振替えを基本としてまいります。新規優先株式への 振替え後の配当は、現在の水準を上回ることがないよう努めてまいります。

《新規優先株式の年間配当》 第4種優先株式25億円、第9種優先株式32億円

Ⅳ. 普通株式の希薄化に関する考え方

公的資金優先株式(希薄化の可能性のある資本)

(注入額残高 19.988億円)

第9種 優先株式	平成19年3月末 利益剰余金(実績)	平成20年3月期 ~平成22年3月期 利益剰余金(計画)	社債型 優先株式 の発行
(3,500億円)	(9,044億円)	(5,130億円)	など

- 希薄化の可能性のある転換型優先株式は、第9種優先株式のみ
- ※ なお、実際の返済額は上記記載の公的資金優先株式残高(注入額ベース)と異なる 可能性があります。

- 1 希蓮化に関しては、上記基本方針の通り「普通株式の希蓮化を可能な限り 回避すること」としております。
- 2. 当社定款において発行可能な転換型優先株式は、本年4月25日に発行決 議した第9種優先株式(3.500億円)のみであり、今後は当社定款において 授権されている社債型(普通株式への転換権が付与されていない非転換 型)優先株式(第5種~第8種)の発行を検討してまいります。
- 3. 利益剰余金及び上記の新規優先株式発行により確保したその他資本剰余 金を原資として、今後、転換型の公的資金優先株式を返済することにより、 普诵株式の増加(希薄化)を抑制してまいります。

V. 公的資金の具体的返済について

1. 残存する公的資金優先株式(注入額残高 19.988 億円)

利益剰余金及び今後市場で発行する優先株式の資金(その他資本剰余 金)を原資として取得を行う旨を基本方針としております。

なお、剰余金については、健全化計画において平成20年3月期から平 成22年3月期にかけて5.130億円の合算利益剰余金の積み上げを計画し ており、今後市場で発行する社債型優先株式などと合わせ、公的資金優先 株式の注入額に見合う額を上回る剰余金の確保を図ってまいります。

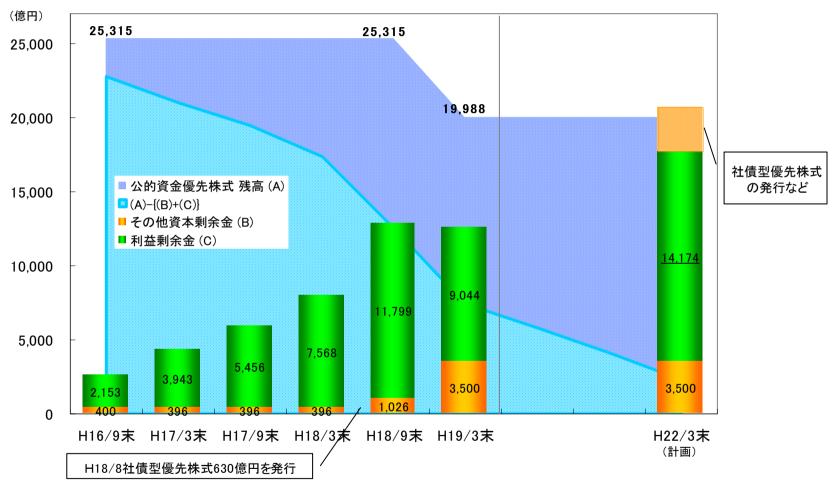
- 2. 残存する公的資金劣後ローン(注入額残高 800 億円) コール期日の平成21年3月末までの全額返済を基本方針としております。
- 3. 残存する公的資金普通株式(注入額残高 2.937 億円)
 - 3月30日に普通株式の一部について市場売却にかかる申出を致してお り、具体的な返済手法・時期等については、環境が整い次第、関係当局と の協議を行うことと致します。

以上



ご参考 今後の返済原資の積み上がりイメージ

● 利益剰余金確保及び社債型優先株式の発行などにより、残存する公的資金優先株式の注入額を上回る剰余金の積み上げを図る



- 1. 第9種優先株式の発行額はH19/3末の剰余金に含めて表示
- 2. H22/3 末の利益剰余金は健全化計画ベース(H19/1 の返済による使用、H19/3 期 計画比利益の上振れを考慮)
- 3. なお、実際の返済額は上記記載の公的資金優先株式残高(注入額ベース)と異なる可能性があります。